

一般社団法人地球体験機構 設置要項

第1条（名称）

本法人は、一般社団法人地球体験機構（以下「本法人」という）と称する。

第2条（事務所）

本法人は、主たる事務所を福島県福島市に置く。

第3条（目的）

本法人は、福島県をはじめとする地域資源及び文化を活用した体験型観光・交流事業、モータースポーツ、スポーツイベント及びアウトドア文化の振興、地域特産品及び食文化の普及・活用、安全運転啓発および次世代育成、並びに防災・減災意識の向上を通じて、地域経済の活性化、関係人口の創出及び持続可能な地域社会の形成に寄与することを目的とする。

第4条（事業内容）

本法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. GPS アプリ等のデジタル技術を活用したツーリングラリーイベント（「フク島TT」等）の企画・運営
2. 有料道路、サーキット、空港滑走路等を活用した体験型イベントの実施
3. 観光振興、地域資源活用及び関係人口創出に関する事業
4. 安全運転教育、交通安全啓発に関する事業
5. その他、本法人の目的を達成するために必要な事業

第5条（組織・役員）

1. 本法人に次の役員を置く
 - 理事：1名以上（うち1名を代表理事とする）
2. 本法人の事業を円滑に遂行するため、以下の役割を担う運営チームを構成する。
 - プロジェクトリーダー（最終責任者）：全体設計と意思決定を担う
 - 実行責任者：地域・行政・スポンサー等の調整を担う
 - 実装担当：運営と制作を横断的に担当する
 - 発信設計担当：ライダー視点での企画検証、動画・SNSによる発信を担う
 - アプリ・安全設計担当：デジタル基盤と安全設計を担う

第6条（意思決定）

本法人の最高意思決定機関は社員総会とし、法令及び定款の定めに従い、重要事項を決定する。

第7条（事務局）

本法人の事務を処理するため、主たる事務所内に事務局を置く。事務局の運営に必要な事項は、代表理事が別に定める。

第8条（会計）

1. 本法人の運営経費は、入会金、会費、事業収入（参加費、スポンサー料等）、助成金及び補助金、その他の収入をもって充てる。
2. 本法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。（※定款に具体的な年度の記載がない場合は、運用に合わせて調整してください）

第9条（委任）

この要項に定めのない事項については、本法人の定款及び一般社団法人法等の関係法令の定めに従うものとする。

附則

この要項は、2026年1月7日から施行する。